

総務委員会 報告資料

令和8年9月17日

報告事項件名	頁
1 本庁舎北館大規模改修工事におけるアスベスト漏えいへの対応について	2

(施設営繕部)

総務委員会報告資料

令和8年9月17日

件名	本庁舎北館大規模改修工事におけるアスベスト漏えいへの対応について
所管部課名	総務部 契約課 施設営繕部 中部地区建設課
内容	本庁舎北館大規模改修工事における令和8年8月7日に判明したアスベスト漏えいに関する事故に関し、工事受注者および下請事業者に指名停止の措置を行うとともに、工事を再開することとしたので報告する。 1 指名停止について (1) 工事受注者を2か月の指名停止とする。 指名停止の期間 令和8年8月25日（火）から10月24日（土）まで (2) 対象者 工事受注者 白谷建設株式会社（足立区中央本町2-4-13） 下請事業者 川口解体工業株式会社（足立区加賀2-13-3） (3) 指名停止の理由 ア 受注者等は、アスベストの撤去作業を安全に行わなければならないところ、基準を大幅に超えるアスベストの漏えいを生じさせた。 イ このことは、区民等の人命にかかわる重大な問題であるため、足立区競争入札参加停止及び指名停止措置要綱第3条及び別表の3（3）に規定する「足立区発注の契約において、その履行に際し著しく適性を欠く行為があったと認められる」との事由に該当する。 ウ 工事受注者から当該作業を請け負っている下請事業者についても、同様に責任があると認められることから、要綱第5条第1項に該当する。 2 工事の再開等について (1) 令和8年8月28日に工事を再開する。 (2) 工事再開にあたっての安全対策 ア 今回事故の詳細な原因の確定は困難であるが、漏えい箇所と推定される排気用ホースやフィルターを交換した。この状況について、石綿対策工事に関わる調査研修等に関する事業を行っている「一般社団法人日本石綿対策技術協会」（以下「協会」という）に現地調査を依頼した。 イ 8月25日に同協会が実施した現地調査の結果、8台ある集塵排気装置（粉塵をフィルターで分離する機械）のうち、漏えいの可能性がある2台は本体を交換し、またその他6台は再調整のうえスモークテスト（煙を用いた空気漏れのテスト）を実施すべきとの指摘があった。 ウ この指摘に対する措置を8月26日に実施し、同日、協会から工事の再開に向けた安全対策に問題はないとの回答を得た。 エ 工事完了までの間はアスベスト濃度の測定を毎日実施し、安全確認を徹底していく。 オ 北館職員の要望に基づき、8月28日に北館2階及び4階執務室内のアスベスト濃度測定を実施し、基準値未満であることを確認した。